

埼玉県第6回LPガス料金負担軽減事業補助金 Q&A

ー LPガスを使用する埼玉県民向け ー

(令和8年7月24日作成)

1 事業のしくみについて

Q1-1 LPガスを使用する一般家庭だが、補助を受けるために手続きが必要か。

A1-1 手続きは不要です。LPガスの販売事業者による各顧客への値引きを通じてLPガスを使用する世帯等に支援を行うものです。

Q1-2 補助額はいくらか。

A1-2 上限1,600円です。なお、「上限」とはQ3-4のとおり、LPガスの使用量が些少である場合は満額値引きされないことがある、という趣旨です。

Q1-3 第6回の補助額1,600円の根拠は。

A1-3 埼玉県のLPガス補助においては、価格が高騰する前のLPガスの価格と直近のLPガスの価格との差額及び補助期間等から設定しています。

第6回については、LPガスを使用する一般消費者の負担を物価上昇前の水準まで減少させることとして、標準世帯の値上がり幅の3か月分の50%に相当する1,600円としています。

2 値引きの対象について

Q2-1 LPガスを使用する一般家庭だが、値引きの対象とならないことはあるか。

A2-1 基本的にはありません。ただし、工業用途の利用者、一部の公共施設等、利用形態により対象外となるものがあります。

3 値引きの時期、方法について

Q 3 - 1 いつ値引きされるのか。

A 3 - 1 契約している L P ガス販売事業者によりますが、原則として令和 8 年 7 月から 9 月分（場合によっては 10 月分）のいずれかの請求書（検針票）で値引きされる見通しです。

Q 3 - 2 1,600 円の値引きとはどのように行われるのか。

A 3 - 2 以下のとおり、消費税の課税前の金額から値引きをします。

※ 金額はあくまでも例です。

【値引き前】		【上限1,600円を値引き】	【値引き後】	
消費税	300円		非課税	(160円)
ガス料金 (税別)			補助金	1,600円
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)	3,000円		消費税	140円
		課税前のガス料金 3,000円 から 上限 1,600円 を値引き ⇒ 1,400円 (税別)	ガス料金 (税別)	1,400円
				※ 顧客への請求額 1,540円 (税込み)

※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。

※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い

Q 3 - 3 L P ガス販売事業者からの検針票（請求書）には 1,760 円の値引きを行う、との記載がある。1,600 円の間違いではないか。

A 3 - 3 値引き額の 1,600 円は消費税課税前の料金から差し引くもので、税込み額として 1,760 円と表示される場合があります。いずれにしても値引き後の請求額に変わりはありませんのでご了承ください。

Q 3 - 4 使用量が少なく請求金額が税抜 1,600 円未満の場合はどのような扱いとなるのか。

A 3 - 4 当該請求金額分のみ値引きされます。例えば、以下のとおり請求額が税抜き 1,000 円の場合、1,000 円値引きされ、請求額が 0 円となります。なお、1,600 円との差額(600 円)は翌月に持ち越しません。

※ 金額はあくまでも例です。

消費税	100円		非課税	(100円)	※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。
ガス料金 (税別)			補助金	1,000円	※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)	1,000円	課税前のガス料金 1,000円 から 上限 1,600円 を値引き ⇒ 0円			※ 顧客への請求額 0円 ・差額 (600円) は切り捨て ・翌月に持ち越しません

4 値引きの有無の確認方法について

Q 4－1 LPガスを使用する一般家庭だが、どうすれば値引きの有無が確認できるのか。

A 4－1 値引きを行った月の請求書又は検針票に、次のように表示されます。

「埼玉県の補助により、上限 1,600 円で値引きを行いました。」

値引きが行われるのは原則として7月から9月分（場合によっては10月分）のいずれかの請求からとなります。これらの月の請求書にこのような記載があるかご確認ください。

5 その他

Q 5－1 「補助事業の調査として、ガスの使用量や料金、契約会社を教えてください」などの電話があつたが、本事業に関係があるのか。

A 5－1 本事業の実施に当たり、各販売事業者や業界団体などが個人情報を求めることはありません。不審な電話などがあつた際は、警察に相談してください。

Q 5－2 LPガスを使用する一般家庭だが、一向に値引きが行われない。どうすればよいか。

A 5－2 今回の補助事業はLPガス販売事業者の交付申請に基づいて県民の皆様は値引きによる支援をするしくみとなっており、原則として7月から9月分（場合によっては10月分）のいずれかの請求書（検針票）で値引きされます。値引きを実施する旨のお知らせがないようであれば契約先のLPガス販売事業者へお問合せください。